

別記 7

営業調査積算要領

営業調査積算要領

営業調査

区 分	事 項	内 容
基本調査事項		基本的調査事項として、次の事項を調査し、又は資料収集を行うものとする。
(法人の場合)	イ) 営業所の所在地等	営業所の所在地、社名、代表者名、業種及び開設年月日
	ロ) 事業概況説明書	確定申告書とともに税務署に提出する事業概況説明書を収集する。
	ハ) 確定申告書(控)	原則として税務署の受付印のあるものを直近3か年分収集する。
	ニ) 損益計算書	直近3か年分を調査収集する。
	ホ) 貸借対照表	直近3か年分を調査収集する。
	ヘ) 固定資産台帳	直近1年、特に必要と認める場合は直近3か年分を調査収集する。
	ト) 総勘定元帳	直近1年、特に必要と認める場合は直近3か年分を調査収集する。
	チ) 帳簿等	次に掲げる帳簿を調査し、直近1年、特に必要と認める場合は直近3か年分を収集する。 (正規の簿記の場合) 売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳 (簡易簿記の場合) 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳 上記の内容は基本的調査事項であり、その他必要事項を調査する。
(個人の場合)		法人の場合に準じて調査する。
業種別調査事項	小売・サービス業の場合	
	イ) 雑貨店、菓子店等店頭で販売する小売店	1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、仕入先について調査する。 酒店、煙草店等法律規制に注意する。

区 分	事 項	内 容
	ロ) 飲食店ドライブ イン、バー・キャ バレー等 一般的 飲食業	1日の平均客数、客1人当たり平均消費高、営業場所の広 さ(部屋数)、椅子の数、定価(料金)、仕入先及び営業時間 について調査する。
	ハ) 待合、料亭等高 級接客業	1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の 広さ(部屋数)、得意先、客の質、1日平均の部屋の使用程 度、従業員の雇用形態について調査する。
	ニ) 旅館、ホテル等	1日の平均客数、営業場所の広さ(部屋数)、定価(料金)、 賄料、観光バス・観光会社との関係、営業の閑期・繁期、従 業員の雇用形態について調査する。
	ホ) 簡易旅館、下宿 業等	営業場所の広さ(部屋数)、定価(料金)、賄料、現在宿泊 (下宿)人数を調査する。
	ヘ) 病院、医院等	1日の平均外来患者数、入院患者数、営業場所の広さ(部 屋数)、ベット数、社会保険による診療と普通診療の患者の 率を調査する。
	ト) 美容院、理髪店	1日の平均客数、得意先、椅子の数、定価(料金)、従業 員の数、固定客の率、美容、理容具及び化粧品等の販売を行 っている場合その内容等を調査する。
	チ) パチンコ、麻雀 屋等遊戯場	1日の平均客数、客1人当たり平均消費高、椅子の数、遊 戯器具の台数、パチンコ屋については景品による利益も調査 する。飲み物等自動販売機についても調査する。
	リ) 浴場業、映画館	1日の平均客数、営業場所の広さ、定価(料金)、客の大 人、中人、小人の数の比率、飲み物等自動販売機について調 査する。
	ヌ) 石油製品小売業 (ガソリンスタンド)	1日平均客数、客1人当たり平均的消費高、定価(料金)、 チケット利用者数、部品、カーアクセサリ等の販売、洗車、 法定点検、整備施設等について調査する。
	ル) 自動車整備業	1日の平均客数、営業場所の広さ、得意先、定価(料金)、 特約店との契約内容、従業員の数等について調査する。
	ヲ) 倉庫業	営業場所の広さ、得意先、定価(料金)、扱い荷の入出庫 伝票について調査する。扱い荷の平均回転率についても調査 する。
	ワ) 弁護士、税理士 等	得意先、定価(料金)、フリー客の1か月平均の数とその 報酬、事務所と住居との関係等を調査する。

区 分	事 項	内 容
補償種別調査事項 営業休止補償	卸売業の場合 製造業の場合	<p>取引先（得意先）、扱い品の1ヶ月平均入出庫量、仕入価格、仕入調査、在庫量、販売先、従業員の数等について調査する。</p> <p>機械設備等の数量・種類・配置規模、生産品の種類・数量・原価、1日平均の生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品・荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置行動軌跡の調査</p> <p>公害対策施設に関する調査</p> <p>当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び公害対策基本法等公害関係法規との関係で移転することによる公害対策施設費の増分等について調査する。</p> <p>J I Sマーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査</p> <p>当該工場で製造される商品に工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格表示制度によるJ I Sマーク表示許可の有無、工場の移転に伴うJ I Sマーク喪失の期間（移転後の工場で何カ月稼働すれば申請できるか、又申請から許可までに要する月数は何か月か。）及びJ I Sマークを喪失することによる商品の値下り等について調査する。</p> <p>なお、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第75号）に基づく日本農林規格によるJ A Sマークの喪失についても同様とする。</p> <p>立上り損失に関する調査</p> <p>製造工場が移転して新たな操業を開始した場合にロス製品がどの程度の比率で発生し、通常のロス率まで回復するにはどの程度の期間を必要とするか等、既に移転した同業種の工場等について調査する。</p>
	休業期間の調査	<p>建物の移転工程表を参考とし、休業期間を調査する。</p> <p>移転工程表、機械、設備、商品の移転工程等を調査する。</p>

区 分	事 項	内 容								
		<p>(参考) 建物移転工法別補償期間表</p> <table border="1" data-bbox="722 322 1370 504"> <thead> <tr> <th data-bbox="722 322 922 362">名 称</th> <th data-bbox="922 322 1370 362">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="722 362 922 403">構内再築工法</td> <td data-bbox="922 362 1370 403">4 ヶ月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 403 922 443">曳家工法</td> <td data-bbox="922 403 1370 443">2 ヶ月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 443 922 504">その他の工法</td> <td data-bbox="922 443 1370 504">それぞれの構造、規模に応じた工事期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 構内再築工法及び曳家工法の期間は、木造の延べ面積100平方メートル前後の一般住宅及び併用住宅を標準とした純工期である。</p> <p>よって、規模、程度によって適宜補正するものとする。</p> <p>同一所有者の建物を二種類以上の工法で移転する場合は、そのうち主となる工法の補償期間を適用する。</p> <p>同一所有者の建物が数棟ある場合は、そのうち主となる建物の補償期間を適用する。</p> <p>収益(所得)減の調査</p> <p>損益計算書及び貸借対照表の分析。</p> <p>直近3カ年分の損益計算書による経営分析。営業資料が得られない場合は現地調査により収益資料を収集、経営指標における調査として、同種同程度の業者における収益率等を調査する。</p> <p>得意先喪失の調査</p> <p>得意先喪失の期間を実態調査する。</p> <p>従業員(人件費)の調査</p> <p>従業員に対する休業補償について調査する。平均賃金に対する調査。補償率の調査。</p> <p>従業員調査表には次に該当する者を明らかにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 同一経営者に属する営業所が他にありそこに従事できる者。 2) 営業所の休止に関係なく(外交、注文取等)に従事できる者。 3) 一時限りで臨時(パートタイマー、アルバイト等)に雇用されている者。 <p>商品、仕掛品等の減損調査</p> <p>移転及び休業における商品、仕掛品の減損の有無及びその内容について調査する。</p>	名 称	期 間	構内再築工法	4 ヶ月	曳家工法	2 ヶ月	その他の工法	それぞれの構造、規模に応じた工事期間
名 称	期 間									
構内再築工法	4 ヶ月									
曳家工法	2 ヶ月									
その他の工法	それぞれの構造、規模に応じた工事期間									

区 分	事 項	内 容
営業廃止補償	移転広告費等の調査	<p>商圈の世帯数及び過去の売出し等に際し配布したチラシ等の枚数等を調査する。</p> <p>取引先名簿等、得意先名簿により移転通知先数を調査する。</p> <p>事務所が移転することによってスクラップ化する事務用品等についても調査する。</p> <p>開店祝のやり方、閉開店広告等について地域の慣行を調査する。</p>
	仮営業所を設置する場合の調査	<p>仮営業所設置場所及び仮営業所用建物の存在状況について、近隣の踏査又は宅地建物取引業者等からの聞き取り等により調査を行う。</p> <p>上記調査の結果、仮営業所として適当な土地又は建物が存在するときは、賃料及び一時金の水準又は資材のリースに関する資料について調査を行う。</p> <p>また必要な場合は、調査職員との協議により、仮営業であるための収益減及び得意喪失を調査する。</p>
	営業廃止に係る調査事項	<p>近傍同種の営業の権利等の取引事例がある場合には、その取引に関する資料、当該営業権が他から有償で譲受けた場合又は、合併により取得した場合には、その取得に関する資料を調査する。</p> <p>売却損の対象となる営業用固定資産（建物、機械装置、車輛運搬具等）及び流動資産（商品、仕掛品、原材料等）に関する資料を調査する。</p> <p>従業員及び雇用に関する資料として、休業、解雇又は退職に関する労働協約、就業規則、その他の雇用契約に係る書類等を調査する。</p> <p>社債の繰上償還により生ずる損失の調査、廃止後における転業、廃業等について調査する。</p>
営業規模縮小補償	営業規模縮小補償に係る調査事項	<p>営業用固定資産及び流動資産に関する資料、従業員及び雇用に関する資料を調査する。（営業廃止と同様）</p> <p>資本の過剰遊休化及び経営効率低下により通常生ずる損失額の認定に必要な資料として、商品の単位当たりの生産費又は販売費等の増大分（単位当たりの経費増）を調査する。</p> <p>当該企業及び同種同程度の企業の損益分岐点比率を調査する。</p>

区 分	事 項	内 容
基本添付書類	営業調査総括表 事業概況説明書 確定申告書（写） 貸借対照表（写） 登記簿（法人・商業）の写 戸籍簿（住民票又は戸籍の付票） 固定資産台帳の写 従業員調査表	$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}}$ $\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{売上高}} \times 100$ <p> 固定費：直接労務費、間接労務費、福利厚生費、賄費、減価償却費、貸借料、保険料、修繕費、光熱水道料、旅費、交通費、その他製造経費、通信費、支払運賃、荷造費、消耗品、広告宣伝費、交際接待費、役員給料手当、事務員・販売員給料手当、支払利息・割引料、租税公課、その他販売管理費。 変動費：直接材料費、買入れ部品費、外注工賃、間接材料費、その他直接経費、重油等燃料費。 本店、支店がある場合は本・支店の関連度を調査する。 従業員比、売上高比、面積比、生産高比、給与（人件費）等により縮小率を調査する。 </p> <p style="text-align: right;">（様式第13号の1、第13号の2）</p> <p> 個人の場合は、営業概況書とする。 勘定科目内訳明細書（写）も添付する。 個人の場合は勘定元帳（写）等とする。 </p> <p style="text-align: right;">（様式第13号の3）</p>

区 分	事 項	内 容
付属添付書類	売場及び工場配置 図 設備、機械器具調 査表 生産及び販売実績 調査表 受注又は顧客動向 調査表 在庫率及び回転率 調査表 得意先喪失調査表 移転広告費調査表 営業の権利調査表 固定資産及び流動 資産調査表 仕入先調査表	(様式第13号の4)

営業補償金額算定

区 分	事 項	内 容
補償種別事項 営業休止補償	休業期間の認定	休業を必要とする期間は当該営業に供されている建物の移転期間とする。ただし準備期間を必要とする場合は移転工事期間の前後に加算することができる。
	収益（所得）減の補償	収益（所得）減の補償額 = 年間の認定収益（所得）額 × 1 / 12か月 × 補償月数
	得意先喪失の補償	一時的に得意先を喪失することによって通常生ずる損失額は、次式により算定する。 得意先喪失補償額 = 従前の1カ月売上高 × 売上減少率 × 限界利益率 売上減少率 別表1による 限界利益率 : (固定費 + 利益) ÷ 売上高 限界利益率については、個々の企業の営業実態、営業実績等に基づき算出するものとし、固定費の認定は別表2費用分解基準一覧表によるものとする。 ただし、個々の企業ごとに限界利益率を算出することが困難な場合には中小企業の原価指標（中小企業庁）の付表「業種別損益分岐点関係係数表」に掲げる係数によることができるものとする。
	固定的経費の補償	固定的経費の補償額 = 固定的経費認定額 × 補償期間 別添「固定的経費の認定基準」等を参考にして認定するものとする。
	従業員に対する休業（人件費）の補償	従業員に対する休業手当相当額は、休業期間中に対応する平均賃金の80 / 100を標準として、当該平均賃金の60 / 100から100 / 100の範囲内で適正に定めた額とする。 平均賃金の認定は、従業員調査表（賃金台帳）、損益計算書、確定申告書及び青色申告書等の資料により認定する。

区 分	事 項	内 容
	<p>商品、仕掛品等の減損の補償</p> <p>移転広告費・開店祝費等の補償</p>	<p>商品、仕掛品等の移転に伴う減損については、損害保険会社、同業組合等の専門家の見積り、又は当該業種の運送を専門的にしている業者の見積りにより算定するものとする。</p> <p>(参考資料)</p> <p>「普通倉庫保管料率表」日本倉庫協会</p> <p>長期間の営業休止に伴う商品、仕掛品等の減損については、保管に伴う経費増として倉庫業者による保管料の見積りにより算定する。</p> <p>保管することが不可能なもの及び保管することにより商品価値を失うものについては、費用価格(仕入費及び加工費等)の50パーセントを標準として、売却損を算定する。</p> <p>地域の慣行、当該営業所の業種・規模及び商圈の範囲等を考慮して算定する。</p> <p>1) 移転広告費</p> <p>a. 移転広告費</p> <p style="padding-left: 2em;">= (広告枚数 × 印刷・用紙代 + 諸経費) × 回数</p> <p>b. 移転通知費</p> <p style="padding-left: 2em;">= 移転通知先数 × 印刷葉書代 + 諸経費</p> <p>2) 開店費用</p> <p>a. 開店祝費</p> <p style="padding-left: 2em;">= (招待状の印刷・封書代 + 酒肴代 + 記念品 + 諸経費) × 招待客数</p> <p>b. 粗品費</p> <p style="padding-left: 2em;">= 粗品代 × 顧客数</p> <p>c. 捨て看板費</p> <p style="padding-left: 2em;">= 本数 × 単価</p> <p>d. その他の費用</p> <p style="padding-left: 2em;">法令上の手続き及びその他の諸経費、野立看板の書き替えに要する費用、営業用自動車の車体文字の書き替えに要する費用。</p> <p>なお、移転広告費等の各種補償項目については根拠書類(見積り等)を添付するものとする。</p>

区 分	事 項	内 容
営業廃止補償	仮営業所を設置して営業を継続する場合の補償	<p>1) 仮営業所の設置に要する費用</p> <p>a. 仮設組立建物等の資材をリースする場合</p> <p>b. 建物等を借家する場合</p> <p>c. 仮設建物等を建築する場合</p> <p>上記の方法のうちから業種、建物規模、地域の状況等により通常妥当なものとして認定した方法に従い、国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針第11の4に準じて算定する。</p> <p>2) 仮営業所であるための収益減の補償</p> <p>仮営業所を設置する場所的条件、人件費、減価償却費の過剰遊休化による収益の圧迫及び仕入市場と販売市場の変化に伴う運搬費等の経費増の額。</p> <p>3) 仮営業所の位置の変更による得意先喪失の補償</p> <p>営業所の位置の変更による得意先喪失額</p> <p>4) 営業所の移転に伴う通常生ずる損失補償</p> <p>仮営業所への移転に伴う商品、仕掛品等の減損額及び仮営業所に仮移転するための移転通知費等。</p>
	費用比較	再築工法及びその他工法との費用比較を行う。
	営業権等の補償	<p>1) 営業権の取引事例がある場合</p> <p>補償額 = 正常な取引価格</p> <p>2) 営業権の取引事例がない場合</p> <p>補償額 = R / r</p> <p>R : 年間超過収益(所得)額</p> <p>r : 年利率8パーセント</p>
	資産、商品、仕掛品等の売却損等の補償	<p>1) 営業用固定資産の売却損の補償</p> <p>a. 現実に売却し得る資産(機械、器具、備品等)</p> <p>補償額(売却損)</p> <p>= 現在価格 - 売却価格</p> <p>現在価格の50パーセントを標準とする。</p> <p>b. 解体せざるを得ない状況にある資産(屋内、納屋、設備等)</p> <p>補償額(売却損)</p> <p>= 現在価格 + 解体費 - 処分価格(発生材処分価格)</p>

区 分	事 項	内 容
		<p>c . スクラップとしての価値しかない資産 (償却済の機械、器具、備品等) 補償額(売却損) = 現在価格 - スクラップ価格</p> <p>2) 営業用流動資産の売却損の補償 補償額(売却損) = 費用価格(仕入費及び加工費等) - 実売価格 費用価格の50パーセントを標準とする。</p> <p>その他資本に関して通常生ずる損失の補償 営業を廃止するために、社債の繰り上げ償還を行う必要がある場合に発生する損失、契約の解約に伴う違約金又は清算法人に要する諸経費等が認められる場合に算定する。</p> <p>解雇予告手当相当額の補償 従業員に対して30日前に解雇予告ができない場合に、その損失を補償する。 補償額 = 労働基準法第20条第1項に基づく額 なお、平均賃金は、労働基準法第12条第1項に規定する平均賃金を標準とする。</p> <p>転業期間中の休業手当相当額の補償 営業を廃止することに伴い転業することが相当であると認められる場合で、従前の営業と新たな営業の種類、規模及び当該地域における労働力の需給関係等により従業員の全部又は一部を継続して雇用する必要があるときは、転業に通常要する期間中の休業手当相当額を算定する。 補償額 = 平均賃金 × (60 / 100 ~ 100 / 100) × 転業期間 平均賃金の80 / 100を標準とし当該平均賃金の60 / 100から100 / 100の範囲で適正に定めた額とする。 転業期間は、事業主が従来からの営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間で、その時期の社会的、経済的状況、営業地の状況、従前の営業の種類及び内容等を考慮して6か月ないし1年の範囲で認定する。</p> <p>その他労働に関して通常生ずる損失額の補償 帰郷旅費相当額(労働基準法第68条の規定による。)転業期間中に事業主に課せられる法定福利費相当額(雇用保険料、社会保険料、健康保険料等)等を実態に応じて算定する。</p>

区 分	事 項	内 容
営業規模縮小補償	<p>転業期間中の従前の収益（所得）額の補償</p>	<p>収益（所得）額の補償 = 年間の認定収益（所得）額 × 転業に通常必要とする期間（2年以内） ただし、補償者が高齢であること等により、円滑な転業が特に困難と認められる場合には、3年以内とすることができる。</p>
	<p>離職者補償</p>	<p>営業を廃止して解雇する従業員に対して、再就職に通常必要とする期間について従前の所得相当額を補償する 補償の対象者は、常勤及び、臨時雇のうち雇用契約の更新により1年を超える期間は実質的に継続して同一事業主に雇用された者とする。 補償額 = 賃金日額 × 補償日数 - 雇用保険相当額 賃金日額は、算定時前6か月以内に被補償者に支払われた雇用保険法第4条第4項に規定する賃金の総額を、その期間の総日数で除した額の80/100を標準として、当該額の60/100から100/100の範囲内で適正に定めた額とする。 補償日数は、55歳以上の常勤は1年とし、臨時雇及び55歳未満の常雇については、その者の雇用条件、勤続期間、年令、当該地域における労働力を考慮して、1年の範囲内で適正に定めた日数とする。 雇用保険相当額は、雇用保険金受給資格者について、勤続年数や年令等を考慮して受給予定額を算定する。</p>
	<p>営業用固定資産の売却損の補償</p>	<p>営業廃止補償の同項目と同様とする。</p>
	<p>解雇予告手当相当額の補償</p>	<p>営業廃止補償の同項目と同様とする。</p>
	<p>転業期間中の休業手当相当額の補償</p>	<p>営業廃止補償の同項目と同様とする。</p>
	<p>営業規模の縮小率の認定</p>	<p>営業用施設の減少の割合が営業規模の縮小と相関関係にあると判断される業種にあつては次式を参考にして認定する。 $\text{営業規模の縮小率} = 1 - \frac{\text{縮小後の面積等}}{\text{縮小前の面積等}}$ 営業用施設等の縮小率と売上高との相関関係が低いと判断される業種にあつては、営業の内容、規模等実態を考慮して認定する。</p>

区 分	事 項	内 容
その他算定に必要な事項	その他資本及び労働の過剰遊休化による損失の補償	a . 資本の過剰遊休化の損失の補償の場合 補償額 = (固定的経費 × 縮小率 - 売却した資産に関する固定的経費) × 補償期間 b . 労働の過剰遊休化の損失の補償の場合 補償額 = (従業員手当相当額 × 縮小率 - 解雇する従業員の従業員手当相半額) × 補償期間
	経営効率低下による損失の補償	補償額 = 認定収益 (所得) 額 × 縮小率 × 補償期間
	離職者補償	営業廃止補償の同項目と同様とする。
基本添付書類	営業補償金額総括表	(様式第13号の 5)
	事業所及び営業概況書	
	営業補償方法認定書	
付属添付書類	移転工法別経済比較表	
	認定収益額算定表	(様式第13号の 6)
	固定的経費内訳表	(様式第13号の 7)
	固定的経費付属明細書	(様式第13号の 8)
	固定資産の売却損補償内訳書	(様式第13号の 9)
	人件費内訳書	(様式第13号の10)
	移転広告費内訳書	(様式第13号の11)
	移転工程表	
	損益計算書比較表	(様式第13号の12)
	得意先喪失補償額算定表	(別記様式(1) ~ (5))

別表 1

売上減少率（1 か月間の売上高を100とする）

大分類	符号	分 類	構外移転	構外移転 (休業あり)	構内移転 (休業あり)
製 造 業	1	自主的な生産活動を行い、全国を商圏とする大企業	15	15	(10) 10
	2	主として需給状況等によって生産し、特定地域を商圏とする中小企業	85	120	(50) 100
	3	主として発注者の計画に従って生産し、限定的取引先を有する中小企業	115	205	(100) 190
	4	主として受注状況等によって生産する極めて小さな企業（零細、家内工業）	95	125	(50) 100
建 設 業	5	大・中規模の総合建設業	35	40	(10) 30
	6	その他の建設業（工務店、設備工事業、杭打業、さく井(井)業）及び塗装店、畳店、その他これに類する業種	90	105	(40) 80
卸 売 業	7	特定地区（間屋街）にあるもの及び店頭販売を主としている卸売業	90	100	(30) 60
	8	店頭以外の販売を主としている卸売業	45	50	(10) 30
小 売 業	9	飲食料品、日用品、雑貨等の最寄品を主として販売する小売業及び製造販売業（生鮮食品、一般食品等の食料、弁当総菜類、医療品、化粧品、文具、書籍、陶磁器等）	145	155	(50) 90
	10	衣料品、身回品等の買回品を主として販売する小売業（紳士服、婦人服、子供服、呉服、和装品、寝具、靴、鞆、袋物、アクセサリー）	110	125	(40) 80
	11	寝具、電気、レコード店等の専門品を主として販売する小売業（ホームセンター、インテリア、スポーツ用品、時計、メガネ、自動車販売）	90	100	(30) 60
飲 食 店 業	12	大衆食堂等の食事を主としている飲食店業（うどん、そば、中華そば、レストラン、すし屋、お好み焼等）	160	170	(60) 100
	13	スナック、酒場等の飲食を主としている飲食店業（バー、喫茶店、小料理店等）	80	85	(30) 50
	14	料亭等の比較的高級の飲食店業	45	50	(10) 30
サービス業	15	環境衛生、宿泊、娯楽に関するサービス業、その他これに類する業種（理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、旅館、ホテル、パチンコ店等）	110	125	(40) 80
サービス業	16	事務所を備えて営業を行うサービス業、その他これに類する業種（会計・経理事務所、弁護士事務所、不動産仲介業、広告代理業、司法書士、行政書士等）	80	140	(70) 130
	17	機械整備に関するサービス業、その他これに類する業種（自動車整備業、機械整備業等）	70	75	(30) 50
	18	医療、健康、保健衛生に関するサービス業、その他これに類する業種（医院、マッサージ師等）	120	130	(40) 70
	19	ガソリンスタンド、洗車場業、その他これに類する業種	110	125	(40) 80
	20	その他のサービス業	75	80	(20) 40

注1 この表における「構外移転」とは、店舗等を構外再築工法により移転することを想定したものであり、店舗等の移転、開店（業）の準備期間の休業は含まれているものである。

注2 この表における「構外移転（休業あり）」とは、店舗等を構外再築工法により移転をし、かつ、機械設備等の移設が生じるため、長期休業を伴う場合を想定したものである。

注3 この表における「構内移転（休業あり）」とは、同一敷地内で現在店舗等に使用されている建物を撤去し、同一敷地内に店舗等を再築又は改造等を行い、かつ、長期の休業を伴う場合を想定したものである。
なお、短期の休業の場合には（ ）内の率を適用するものとする。

注4 そ の 他

イ 塾、各種学校その他本表を直ちに適用できない業種については、実情により別途適正に売上減少率を定めるものとする。

ロ 地域性、又は知名度等により本表により難しい場合は実情により適正に補正することができるものとする。

別表2

費用分解基準一覧表

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る変動費(×)固定費()						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
1	売上高								
	総売上高								
	売上値引								
	売上戻り高								
	返品戻り高								
	雑収入	作業屑、貯蔵品、原材料の処分屑等 リベート受取保険料							
2	売上原価								
	期首商品棚卸高		×	/	×	×	×	×	
	商品仕入高		×	/	×	×	×	×	仕入運賃を含む。
	仕入値引		×	/	×	×	×	×	商品の返品戻しを含む。
	仕入戻し高		×	/	×	×	×	×	
	期末商品棚卸高		×	/	×	×	×	×	
3	製造原価								
	期首材料棚卸高		×	/	/	/	×	/	
	材料仕入高		×	/	/	/	×	/	材料の取引費用、材料副費を含む。
	期末材料棚卸高		×	/	/	/	×	/	
	賃金			/	/	/		/	
	賞与			/	/	/		/	引当金の繰入、戻入は除く。
	雑給		×	/	/	/		/	臨時雇員に対する臨時的な賃金、給与
	法定福利費			/	/	/		/	
	厚生費			/	/	/		/	
	特許権利用料		×	/	/	/		/	
	試験研究費			/	/	/		/	

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る変動費(×)固定費()						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	退職金			/	/	/		/	引当金の繰入、戻入は除く。
	外注加工費		×	/	/	/		/	
	電力費 ガス、水道代	動力費 光熱費	×	/	/	/		/	基本料金は除く。
	運搬費		×	/	/	/		/	外注運賃、自社車輛費(燃料費、修繕費)を含む。
	減価償却費			/	/	/		/	
	修繕費			/	/	/		/	
	租税公課			/	/	/		/	
	賃借料	不動産賃借料、機械等リースレンタル料		/	/	/		/	
	保険料			/	/	/		/	
	消耗品費		×	/	/	/		/	工場・事務用消耗品、消耗工具・器具を含む。
	・ 旅費			/	/	/		/	
	・ 交通費			/	/	/		/	
	・ 通信費			/	/	/		/	
	・ 保管料			/	/	/		/	
	・ 雑費			/	/	/		/	
4	工事原価 (建設業)								
	材料費		/	×	/	/		/	
	仮設経費		/	×	/	/		/	仮設材賃借料、仮設損料、仮設損耗費等
	機械等経費		/	×	/	/		/	機械等賃借料、機械等損料、機械等運搬費等
	退職金			/	/	/		/	現場従業員に対するもの

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る変動費(×)固定費()						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	外注費			×					労務下請をしている場合の賃金を含む。
	動力用水光熱費			×					電力、ガス、水道、石油等の費用及び計器類の損料、現場の事務、管理で使用した経費
	労務管理費								労務者の募集・解散の費用、作業用具、作業用被服、宿舍用品等
	設計費			×					外注設計料及び社内の設計費の負担額
	運搬費			×					材料費、機械等経費に含まれるものを除く現場関係の運送諸経費 自社車輛費を含む。
	地代家賃								現場で使用する土地、建物等の賃借料
	事務用消耗品費								
	通信交通費								
	交際費								
	補償費								道路、河川、隣接物の毀損に対する補償費の額
	労務費			×					現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等
	租税公課								現場において賦課される固定資産税、自動車税等
	保険料								現場において賦課される火災保険料、運送保険料、自動車保険料
	現場従業員給料手当								現場に従事する従業員の給料手当、賞与、賃金等(労務者の賃金等は含まず)

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る変動費(×)固定費()						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	法定福利費								現場において賦課される社会保険料、労災保険料、共済組合掛金等
	福利厚生費								現場従業員に対する福利厚生費、賄費
	雑費								
5	販売費・一般管理費								
	販売員給与								
	販売員旅費								
	広告宣伝費								
	容器包装費		×	×	×	×	×	×	荷造り材料費を含む。
	発送配達費	外注運搬費 荷造費 自社車輛費	×	×	×	×	×	×	車輛燃料費、修繕費を含む。
	販売促進費		×	×	×	×	×	×	販売手数料、見本費を含む。
	役員報酬								
	事務員給与								
	雑給		×	×	×	×	×	×	臨時雇員に対する臨時的賃金、給与
	従業員賞与								引当金の繰入・戻入は除く。
	退職金								引当金の繰入・戻入は除く。
	減価償却費								
	地代・家賃								不動産賃借料、事務用機械車輛等のレンタル料、リース料を含む。
	修繕費								
	事務用消耗品費								
	通信交通費								
	水道光熱費						×	×	

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る変動費(×)固定費()						備考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	租 税 公 課								
	寄 付 金								
	外 注 費		×	×	×	×	×	×	
	・ 保 管 料		/	/	×	×	/	/	
	・ 接 待 交 際 費								
	・ 保 険 料				50%				
	・ 備 品 ・ 消 耗 品 費								
	・ 法 定 福 利 費								
	・ 厚 生 費								
	・ 管 理 諸 費								顧問料等の専門家費用
	・ 試 験 研 究 費								
	・ 諸 会 費								
	・ 組 合 費								
	・ 函 書 費								
	・ 雑 費								
6	営 業 外 費 用								
	支払利息割引料	借入金利息 手形割引料 社債利息							

- 注 1. 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。
2. 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

別添

固 定 的 経 費 の 認 定 基 準

土地等の取得又は土地の使用に伴い一時営業を休止する必要がある場合に、その営業休止期間中に継続かつ固定的に支出が予想される営業上の経費であって、収益額の認定の過程で必要経費として損金経理した経費の中から認定する。

科 目	可否	判 断 基 準
固定的経費として補償できるもの 実状に応じて固定的経費として補償できるもの × 固定的経費として補償できないもの		
1. 公租公課		<p>所得税、法人税、延滞金、過少申告加算税、無申告加算税、都道府県民税、市町村民税は、企業が必要経費として費用に計上しても税務上は損金として必要経費にすることは認められていない。これらの公租公課は、国民の負担として当然に負うべき費用であり、営業補償の取扱においても固定的経費としない。</p> <p>公租公課のうち固定的経費として認定するものは、必要経費として損金経理した費用のうち、営業の休業期間中も継続かつ固定的に支出されるものをいい、収益に応じて課税されるもの及び臨時異常に支出されたもの以外のものについて認定する。</p>
国 税 所得税、法人税	×	<p>所得税、法人税は、前年の収益に応じて課税される収益関連税であり固定的経費としない。</p>
登 録 免 許 税	×	<p>登録免許税は、登記、登録、特許、免許等をするときに課税されるもので、そのときの必要に応じて支出される費用であり固定的経費としない。</p>
印 紙 税	×	<p>印紙税は、契約書等の一定の文書の作成に伴って課税されるもので、登録免許税と同しく固定的経費としない。</p>
自動車重量税		<p>自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車又は車両番号の指定を受ける軽自動車の所有者に課税される税金で、継続的に固定して支出されるものとそうでないものがある。この取扱は、煩雑な手続を省く意味から損金経理さ</p>

科 目	可否	判 断 基 準
<p>地方税 道府県民税</p>	×	<p>れた自動車重量税の一定額を固定的経費とする。このことは、自動車重量税は、車両総重量や車種又は自家用か事業用かによって課税標準が異なることからである。</p> <p>すなわち、自動車車検証有効期限が旅客バスは1年、トラック等の貨物自動車では1年又は2年、乗用車は2年又は3年ということであつたり、また、検査対象外軽自動車については、新車の車両番号の指定を受ける時のみ必要であるということで、その取扱いが複雑であり、補償額算定作業が非常に煩雑になるため、損金経理された自動車重量税のうちの50%を固定的経費と認定する。</p> <p>道府県民税は、個人については所得割と均等割があり、法人については法人税割と均等割とがある。所得割及び法人税割は、課税総所得額又は法人税額を課税標準として一定率により課税する。これに対して、均等割は、毎年継続して一定額が課税されるもので固定的に支出される経費と考えられるが、その税に占める割合が小さい。したがって、税に占める割合の大きい、所得割及び法人税割が所得又は収益に応じて課税されるものであることから、収益関連税と同じと考え固定経費としない。</p> <p>道府県民税の税務上の取扱は、法人税法では損金経理を認めているが所得税法では認めていない。道府県民税は、所得割と均等割というように、一方では固定的に支出される経費であり他方は収益関連税として2面性を持った経費となっているが、実務上、算定作業が繁雑となるばかりでなく均等割の額がわずかであることを考慮し固定経費としない。</p>
<p>事業税</p>	×	<p>事業税は、事業を行う個人及び法人の所得の源泉となる事業所等に対して課税されるものである。事業税と所得税及び法人税との相違は、前者は所得の源泉に対して課税するもので、後者は所得そのものに対して課税するものであるということ、その内容は収益金額を基礎にするという点で大差はない。したがって、国税と地方税という課税目的の違いがあるが、収益関連税であることを考慮して固定経費としない。</p>
<p>市町村民税</p>	×	<p>市町村民税は、道府県民税と同じく均等割、所得割と法人税割とに分かれ、収益関連税であり、収益額の認定の過程で必要経費としないし固定経費としない。</p>
<p>不動産取得税</p>	×	<p>不動産取得税は、不動産を取得した者に対して課税されるものであり、そのときの必要に応じて支出される費用であり固定経費としない。</p>
<p>自動車税</p>		<p>自動車税は、自動車の所有者に対して課税されるもので、営業の休止に関係なく自動車の所有者に対し固定して発生する費用であり固定経費とする。</p>

科 目	可否	判 断 基 準
軽自動車税		<p>軽自動車税は、自動車税と同じく軽自動車の所有者に対して課税されるもので固定的経費とする。</p>
固定資産税		<p>固定資産税は、土地、建物等の償却資産の所有者に対して、賦課期日（1月1日）をもって課税されるもので、毎年継続して発生する費用であり固定的経費とする。</p>
都市計画税		<p>都市計画税は、都市計画区域内の土地及び建物の所有者に対して課税するもので、固定資産税と同じく毎年継続して発生する費用であり固定的経費とする。</p>
2. 基本料金		
電気、ガス、水道		<p>電気、ガス、水道基本料金は、構内移転工法の場合は休業期間中も契約を解除しないで継続して契約することが予測されるので固定的経費とするが、構外移転工法で他に移転する場合は、契約を解除することとなるので固定的経費としない。</p>
電 話		<p>電話の基本料は、休業期間中も解約せずに電話局に一時預けすることが一般的であるので、構外移転、構内移転にかかわらず局預け基本料金を固定的経費とする。</p>
3. 減価償却費		
有形固定資産		<p>建物、構築物及び機械装置等を有形固定資産という。これらの資産は、土地を除き時の経過又は使用することにより摩耗、劣化及び損傷しやがて耐用年数満了により利用不能となり廃棄される。資産の取得から廃棄までの期間が1会計期間（1ヶ年）以内であれば、その期の費用であるが、その期間が数年にわたる場合は、その資産の耐用年数を見積もりその総償却額を各年度に割当てることが行われる。</p> <p>これを減価償却といい、この計算方法は、取得価額から残存価額を控除した償却対象額に、一般に定額法又は定率法を用いて行われる。減価償却は、本来期間損益計算を正しく行うための会計処理の手続で、資産が存する限り営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用である。したがって、全ての減価償却費は期間損益計算のための会計処理の手段であることから、全額が固定的経費として考えられるが、細則第27では、機械装置等の稼働する減価償却資産で営業休止期間中稼働を停止しているものについては、時の経過に伴う陳腐化のみの損失を補償すべきで、使用に伴う物理的減耗分については除くべきであるとしている。そこで有形固定資産の具体的な取扱は、次により処理することとする。</p> <p>(1) 建物及び構築物で移転対象となるものは、価値補償又は移転料として損失補填をしているので固定的経費としない。しかし、移転対象とならず休業期間中も償却するものは固定的経費とする。</p> <p>(2) 車両、機械及び装置等で休業期間中稼働を停止するものは、時の経過に伴う陳腐化のみの補償とし、当該資産の減</p>

科 目	可否	判 断 基 準
無形固定資産		<p>償却額の50%を固定的経費とする。</p> <p>営業権、借地権、特許権、意匠権、商標権及び電話加入権を無形固定資産といい、借地権を除き、残存価額をゼロにして直接償却により定額法を用いて償却することとなっている。無形固定資産も有形固定資産と同じように期間損益計算を正しく行うためのものであるが、無形固定資産の減価償却は、有形固定資産と異なり、資産の減耗や陳腐化の問題とは関係なく発生する費用であるから固定的経費とする。</p>
繰延資産		<p>一時に多額の費用の支出を伴う創業費、開業費、新株発行社債発行費、建設利息、開発費、試験研究費を繰延資産（1会計期間に損金経理されずに、次年度以降に繰り延べて損金経理される費用）という。固定資産と同じように減価償却をすることとなっている繰延資産は、損益計算上では、通常、営業外損益の部で取扱われ、収益額の認定の過程では、本来の営業活動に関係がないことから考慮外とされる。しかし、企業によって開発費とか試験研究費等で本来の営業活動に関係し売上高に直接的な影響をもつ経常費用として収益額の認定の過程で費用として損金経理したものについては、固定的経費とする。</p>
4. 賃借料		
地 代		<p>地代は、買収される土地のものは土地代金として補償してしまうので、固定的経費でないが、買収地外で営業休止期間中も継続して賃借し、費用を支出することが予測される場合は固定的経費とする。</p>
家 賃		<p>家賃は、移転対象となる建物等は移転料を補償するので固定的経費としないが、移転対象外にあり休業期間中も継続して賃借し、費用を支出することが予測される場合は固定的経費とする。</p>
駐車場借上料		<p>駐車場借上料は、移転対象となる部分のものは固定的経費としないが、移転対象地外にあり休業期間中も継続して賃借する必要があると認められるものは固定的経費とする。ただし、一時的に借りている有料駐車場のような臨時的なものは固定的経費としない。</p>
倉庫借上料		<p>倉庫借上料は、移転対象となる部分のものは固定的経費としないが、移転対象地外にあり休業期間中も継続して賃借する必要があると認められるものは固定的経費とする。ただし、契約を解約できるものや一時的、臨時的なものは固定的経費としない。</p>
5. 機械器具等賃借料		<p>電算機、コピー機等の機械器具の賃借料は、年間契約により休業期間中も継続して賃借する必要があるものは固定的経費とする。ただし、契約を解約できるものや一時的、臨時的なものは固定的経費としない。</p>
6. 借入金利息		

科 目	可否	判 断 基 準
長期借入金利子		長期借入金利子は、銀行等の金融機関から長期的に融資を受けた借入金の利子で、休業期間中も継続して支出される経費であり固定的経費とする。借入金利子は、損益計算では営業外損益の部で処理されているが、企業は、運転資金として銀行等から借りるのが通常で、収益額の認定を過程においても必要経費として損金経理すると共に、固定的経費とする。なお、長期と短期の判断基準は、当該決算期日より1年以上のものを長期という。
短期借入金利子	×	短期借入金利子は、決算期日より1年未満のものをいい、銀行や取引先から短期的に融資を受けた場合の借入金に対する利子である。短期借入金は、流動性が高く、休業期間中に返済するとか借入内容を変更することが可能であるため固定的経費としない。
7. 法定福利費		法定福利費は、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、船員保険等で企業が法律により負担する費用で、毎年固定して支出されるものであり固定的経費とする。
8. 福利厚生費 親睦補助費		毎年定期的に行われる社員旅行に企業が一定額を必要経費として負担している場合、每期継続して支出される費用であるので固定的経費とする。しかし、会議費のように不定期に発生する費用は固定的経費としない。
賄 費 等		企業が所有する寄宿舎、寮に関連して支出される管理人の給料、食堂の賄費、電気・ガス等の基本料金等で企業がその一部を負担しているもので、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものは固定的経費とする。しかし、別途管理料等の名目で寮費等を徴収している場合があるので、この場合は固定的経費としない。また、企業が購入し社員に貸与する作業着や制服等にかかる費用で、毎年継続的に支出される費用は固定的経費とする。しかし、継続性がなく不定期に支出されるものは固定的経費としない。なお、残業時の夜食代等は不定期に発生する費用で継続性がなく固定的経費としない。
保険医療費		毎年定期的に行われる健康診断に企業が一定額を必要経費として負担している場合、定期的に支出される費用であるので固定的経費とする。しかし、医薬品等の定期性、継続性のない費用は固定的経費としない。
祝 金 等	×	結婚祝、入学祝、出産祝、創業記念、永年勤続記念等の費用は、不定期であり継続性がないので固定的経費としない。
施設管理費		企業が管理する診療所、理容室、美容室、娯楽施設、浴場に関して企業がその施設の従業員の給料や電気、ガス等の維持管理費を負担している場合、休業期間中も施設を維持し、継続して費用を負担することが予測される場合は固定的経費とする。
9. 広告宣伝費 看板、新聞等		企業は、売上高を増大するとか経営の発展のために広く一

科 目	可否	判 断 基 準
10. 保 険 料 火災保険		<p>一般に向け広告宣伝をする。看板（屋上看板、野立看板、町内案内看板、電柱看板、浴場看板）、業界新聞、業界雑誌及び年間契約等により継続して広告している一般PR雑誌等で、休業期間も継続して支出が予測されるものは固定的経費とする。しかし、捨て看板等の継続性のない臨時的に支出されるものは固定的経費としない。</p>
チラシ等	×	<p>チラシ、広告用カレンダー、広告用手帳、広告用タオル、広告用手拭、案内パンフレット、PR映画、アンケート費、求人広告、顧客の旅行・観劇への招待費、試供品、見本品、中元・年末の大売り出しの景品等に要する費用は、そのときの必要に応じて支出される臨時的な費用であるので固定的経費としない。なお、店舗等の移転に関して支出が予測される広告費等は別途「移転広告費」として補償する。</p>
自動車保険		<p>建物、設備及び商品等に掛ける保険料で、年間契約等により固定的に支出される費用は、休業期間中も支出が予測されるもので固定的経費とする。しかし、建物の火災保険で直接移転対象となるものは固定的経費としない。これは、保険約款で公共事業の買収により建物の移転を余儀なくされるような場合は解約することが可能で、この場合は、本人の解約請求により契約の残存期間に対応する掛金は返還されるからである。</p>
生命保険		<p>自動車責任賠償保険も任意の自動車保険も共に保険の目的物である自動車が存在する限り休業期間中も負担する費用であるので固定的経費とする。</p>
11. 諸 会 費		<p>法定福利費以外に企業が社員のために掛けている生命保険等で、継続して企業が費用を負担しているものであれば固定的経費とする。</p>
12. 顧 問 料		<p>同業組合、連合会、商店会、工業会、納税協会等の諸会費は、休業期間中も継続して支出が予測される費用であるので固定的経費とする。また、町会費については、一見営業に関係ないように見えるが、企業は社会的存在であるという意味から、継続して支出しているものは固定的経費として取り扱う。しかし、企業の本来の業務に関係のない加入者相互間のみの親睦をはかる費用、例えば、親睦会費、ゴルフ会費等は固定的経費としない。</p>
13. 定 期 刊 行 物 等		<p>税理士及び公認会計士に対する会計事務処理の依頼及び顧問弁護士に対する報酬額等で契約により、継続して費用の支出が予想されるものは固定的経費とする。しかし、必要に応じて支出される興信所調査料、コンサルタント料、不動産鑑定報酬料等は固定的経費としない。</p>
		<p>企業は、研究用、参考用等の目的で業界誌、専門紙や統計資料等の定期刊行物を継続して購入している場合がある。これらのものは、継続して購入することが業務上意義があり、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものは固定</p>

科 目	可否	判 断 基 準
14. 賞 与		<p>的経費とする。しかし、休業期間中に継続して購入する必要がないと見られる日刊新聞、雑誌は固定的経費としない。</p> <p>賞与は、一般に夏期一時金、年末一時金と言うように毎月の月給とは別に特別に支払われるものをいう。賞与については、経営者は恩恵的支給、利益の配分といい、労働者は賃金の後払いで当然な権利であるといい常に主張が対立しているものである。賞与の特徴を実体面で捉えると</p> <ul style="list-style-type: none"> i . 社会的常識、社会的慣例となっていること ii . 月給本給に対する倍率による支給方法が定着していること iii . 利益配分的要素はもっぱら決算という別の機会に委ねる傾向があること iv . 利潤と相関関係があること <p>賞与を会計上から見ると、役員賞与については未処分利益剰余金の処分として行われ費用として損金経理をすることは認められていないが、従業員に対する賞与は一般管理費及び販売費の中で費用として損金経理することが認められている。</p> <p>細則第27では、従業員のための賞与は固定的経費として掲げており、賞与は生活給として賃金の一部を構成しているというよりも利益の配分的要素であると考えている。</p> <p>賞与の取扱いについては、実態として企業の給与体系が生活給として賃金の一部を構成している場合は、固定的経費とせず従業員に対する休業補償として取扱い、企業の給与体系が利潤との相互関係から利益の配分として支給されている場合は固定的経費として取り扱うこととする。</p> <p>賞与に対する考え方は、その時々々の経済、社会により定まってくるもので、景気が低迷する現在では、賃金の一部と考えるよりも利益の配分と考える方が実態適合していると考ええる。</p>

別記様式(1)

得意先喪失補償額算定表

1 従前の1か月の売上高 円

2 売上減少率

業 種		移 転 工 法	売 上 減 少 率
大 分 類	符 号		

3 限界利益率

(1) 営業実態、営業実績に基づき算定する場合

$$\frac{\text{売上高} \text{ 円} - \text{変動費} \text{ 円}}{\text{売上高} \text{ 円}} = \text{限界利益率} \text{ \%}$$

(2) 中小企業の原価指標（中小企業庁）の付表「業種別損益分岐点関係計数表」に掲げる計数による場合

業 種 名	区 分	限 界 利 益 率
	健全企業 ・ 欠損企業	

4 得意先喪失補償額の算出

$$\text{従前の1か月の売上高} \times \text{売上減少率} \times \text{限界利益率} = \text{得意先喪失補償額}$$

別記様式(2)

(1) 製造業

業種分類		業種内容			法人・個人			
資本金		千円	年間売上高	千円	限界利益率	%	全従業員数	名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考				
〔A〕 売上高	売上高	円						
	売上値引等							
	雑収入			収益認定の際に計上できるもの				
	計							
〔B〕 製品 売上 原価	(a) 材料費	期首材料棚卸高						
		材料仕入高						
		期末材料棚卸高						
		計						
	(b) 人件費	雑給			臨時雇員の賃金・給与			
		計						
	(c) 経費	特許権利使用料						
		外注加工費						
		動力・光熱費						
		運搬費			外注運賃、自社車輛費(燃料・修繕費を含む)			
消耗品費				消耗工具・器具を含む				
	計							
	変動費合計((a)+(b)+(c))							
	(d) 総製造費用							
	(e) 製品売上原価							
〔C〕 商品 売上 原価	期首商品棚卸高							
	商品仕入高							
	仕入割引等							
	期末商品棚卸高							
	計							
〔D〕 販売費・ 一般管理費	容器包装費			荷造材料費を含む				
	発送配達費			荷造運搬費、車輛燃料費、修繕費を含む				
	販売促進費			販売手数料・見本費を含む				
	雑給			臨時雇員の賃金・給与				
	外注費							
	計							

(1) 製品売上げ原価

製品原価のなかの総製造費用(材料費、人件費、経費)を固定費と変動費に分解する。

$$\frac{\text{変動費}}{\text{総製造費用}} = \frac{\text{---}}{\text{---}} = \boxed{\text{〔 E 〕}} \quad \% \text{ (変動率)}$$

(注) 総製造費用 = 材料費 + 人件費 + 経費

製品売上原価のなかの変動費

変動費 = 製品売上原価 × 変動比率

$$= (e) \times \text{〔 E 〕} = \boxed{\text{〔 F 〕}} \quad \text{円}$$

(注) 製品売上原価 = 期首製品棚卸高 + 当期製品製造原価 - 期首製品棚卸高

(2) 商品売上原価

$$\text{変動費} = \text{商品売上原価} = \boxed{\text{〔 C 〕}} \quad \text{円}$$

(3) 販売費・一般管理及び営業外費用のなかから変動費を抽出する。

$$\text{変動費} = \boxed{\text{〔 D 〕}} \quad \text{円}$$

(4) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{\text{〔 A 〕} - \{ \text{〔 F 〕} + \text{〔 C 〕} + \text{〔 D 〕} \}}{\text{〔 A 〕}}$$
$$= \text{---} =$$

$$\boxed{\text{限界利益率}} \quad \%$$

別記様式(3)

(2) 卸・小売業

業種分類(卸・小)		業種内容			法人・個人		
資本金	千円	年間売上高	千円	限界利益率	%	全従業員数	名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考			
〔A〕 売上高	売上高	円					
	売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む			
	雑収入			収益認定の際に計上できるもの			
	計						
〔B〕 売上原価	期首商品棚卸高						
	商品仕入高						
	仕入割引等			仕入戻し、返品戻しを含む			
	期末商品棚卸高						
	計						
〔C〕 販売費・一般管理費	容器包装費			荷造材料費			
	発送配達費			荷造・運搬費、車輛費、燃料費			
	販売促進費			販売手数料・見本費			
	雑給			臨時雇員の賃金・給与			
	外注費						
	保管料						
	保険料			給与保険料			
	計						
〔D〕変動費合計((B)+(C))							

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{〔A〕 - 〔D〕}{〔A〕} = \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}}$$

限界利益率 %

別記様式(4)

(3) 飲食・サービス業

業種分類(飲・サ)		業種内容			法人・個人			
資本金		千円	年間売上高	千円	限界利益率	%	全従業員数	名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考				
〔A〕 売上高	売上高	円						
	売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む				
	雑収入			収益認定の際に計上できるもの				
	計							
〔B〕 売上原価	期首商品(材料)棚卸高							
	商品(材料)仕入高							
	仕入割引等			仕入戻し、返品戻しを含む				
	期末商品(材料)棚卸高							
	計							
〔C〕 販売費・一般管理費	容器包装費			荷造材料費を含む				
	発送配達費			荷造・運搬費				
	販売促進費			販売手数料・見本費				
	雑給			臨時雇員の賃金・給与				
	水道光熱費							
	外注費							
	計							
〔D〕変動費合計((B)+(C))								

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{〔A〕 - 〔D〕}{〔A〕} = \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}}$$

限界利益率	%
-------	---

別記様式(5)

(4) 建設業

業種分類		業種内容			法人・個人			
資本金		千円	年間売上高	千円	限界利益率	%	全従業員数	名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考				
〔A〕 売上高	売上高	円						
	売上値引等							
	雑収入			収益認定の際に計上できるもの				
	計							
〔B〕 工事原価	材料費							
	仮設経費			仮設材賃借料、仮設損料 仮設損耗費等				
	機械等経費			機械等賃借料、機械等損料、機械等 運搬費等				
	外注費			労務下請をしている場合の賃金を含 む				
	動力用光熱費			電力、ガス、水道、石油等の費用及 び計器類の損料 現場の事務、管理 の経費				
	設計費			外注設計料、社内の設計費の負担額				
	運搬費			現場関係の運搬諸経費、自社車輛費 を含む				
	労務費			現場における直接作業に対する労務 者の賃金、割増金、現場給与等				
	計							
〔C〕 販売費・ 一般管理費	容器包装費			荷造材料費を含む				
	発送配達費			荷造運搬費、車輛燃料費 修繕費を含む				
	販売促進費			販売手数料・見本費を含む				
	雑給			臨時雇員の賃金・給与				
	外注費							
	計							
〔D〕変動費合計 ((B) + (C))								

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{〔A〕 - 〔D〕}{〔A〕} = \frac{\quad}{\quad} = \frac{\quad}{\quad}$$

限界利益率	%
-------	---

